補助金所要額の算出について

補助金所要額は、次のとおり算出します。許可病床数により算出方法が違いますので御注意ください。

- 1 許可病床数が300床未満の病院等
 - (1) 別表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - (2)(1)により選定された額と当該事業に要する総事業費から寄付金その他収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。
- 2 許可病床数が300床以上の病院
 - (1) 別表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - (2)(1)により選定された額と当該事業に要する総事業費から寄付金その他収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - (3)(2)により選定された額のうち、研修経費及び教育担当者経費相当分に4分の3を乗じる。
 - (4)(3)により算出された額に医療機関受入研修経費を加え、2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1 基準額

次の1から3により算出した額の合計額

1 研修経費

(1) 新人看護職員が1名のとき 440千円

(ただし、新人保健師研修・新人助産師 研修のいずれかを含む場合586千円)

(2) 新人看護職員が2名以上のとき 630千円

(ただし、新人保健師研修・新人助産師 研修のいずれかを含む場合 776 千円、 新人保健師研修・新人助産師研修の両 方を含む場合 922 千円)

(注) 新人看護職員数は、当該年度の4月 末日現在における新人看護職員であっ て、新人看護職員研修、新人保健師研 修又は新人助産師研修のいずれかに参 加する人数とする。

なお、新人看護職員研修、新人保健 師研修又は新人助産師研修の複数の研 修を実施する施設において、複数の研 修に参加する者は1名として計上す る。

2 教育担当者経費

新人看護職員5名ごとに215千円

(注) 新人看護職員数は、当該年度の4月末日現在における新人看護職員であって、新人看護職員研修、新人保健師研修又は新人助産師研修のいずれかに参加する人数とし、上限を70名とする。なお、新人看護職員研修、新人保健師研修又は新人助産師研修の複数の研修を実施する施設において、複数の研修に参加する者は1名として計上する。

3 医療機関受入研修経費

- (1) 1名~4名を受け入れる場合 1施設当たり 113千円
- (2) 5名~9名を受け入れる場合 1施設当たり 226千円
- (3) 10名~14名を受け入れる場合 1施設当たり 566千円
- (4) 15名~19名を受け入れる場合 1施設当たり 849千円
- (5) 20 名以上を受け入れる場合 1 施設当たり 1,132 千円
- (6)受け入れる新人看護職員数が20名を 超える場合

1名増すごとに45千円

(注) 医療機関受入研修は複数月で実施すること。

受入人数については、1名当たり年間40時間で1名とし、上限は30名とする。

なお、1名40時間に満たない場合は、 複数名で40時間となれば1名とする。

2 対象経費

新人看護職員研修事業の実施に必要な研修責任者経費(謝金、人件費、手当)、報償費、旅費、需用費(印刷製本費、消耗品費、会議費、図書購入費)、役務費(通信運搬費、雑役務費)、使用料及び賃借料、備品購入費、賃金(外部の研修参加に伴う代替職員経費)

新人看護職員研修事業の実施に必要な教 育担当者経費(謝金、人件費、手当)

医療機関受入研修事業の実施に必要な教育担当者経費(謝金、人件費、手当)、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費)、役務費(通信運搬費、雑役務費)、使用料及び賃借料、備品購入費